

はしがき

かつて著者は、憲法改正がなくても憲法秩序の変動がありうることを意味する「憲法改革」という視点に立って、統治機構に関連するそれまでの論考を収めた『憲法秩序への展望』（有斐閣、二〇〇八年）を公刊したが、本書は、いわばその姉妹編をなすものである。

本書も、この前者と同じく、主として統治構造に関する憲法上の諸問題について考究した論考を集成して世に問い、今後の憲法論議の参考に供したいと願って上梓するものである。

その内容は、憲法総論に属するものから、自衛権、天皇関係、選挙制度・立法府、内閣、司法審査制、そして地方自治にいたるまで、いわゆる統治機構に関わる領域をほぼすべてカバーするものになっている。それらの論考の中には内容的に重複している部分がないわけではない。ただ、その時々々に各種の編集サイドから与えられた課題に応ずるかたちで、公表当時の問題意識を反映しているものも多く、論考ごとに力点の置き方や立論のしかたも違っている。ことから、論述の中身を調整するようなことはあえてしなかった。

本書は、全体として、「憲法秩序と憲法保障」「安全保障と自衛権」「天皇と皇室」「国民と国会」「内閣と行政」「司法審査制」「地方自治」の七部から構成されているが、後の初出一覧に示すように、二〇〇〇年代に入ってからのものである。それらを本書に収録するに当たっては、誤記・誤植などの類を正したりされた諸論考を中心にとめたものである。それらを本書に収録するに当たっては、形式や体裁の統一を図るなどした。そのため、

原論考に対する補正や加筆の程度は、必ずしも一様でなく、収録された論考によって異なっている。

なかでも、冒頭のⅠ部「憲法秩序と憲法保障」を形づくる二編は、ともに、当初、講演記録を基礎にしたものであり、これをさらに論文調に改めるという作業を繰り返した結果、かなり大幅な修正を施すことになってしまった。

本書Ⅱ部に収められた「日本国憲法と集团的自衛権」は、慎重に考究を深めて、この分野における私の基本的な考え方を明らかにしたものであったが、学界の支配的雰囲気と相容れない内容であったためか、当時はとくに反響も聞かれなかった。ところが、最近になって、いわゆる集团的自衛権の限定的容認の閣議決定とこれに基づく安全保障関連法案が政治日程に上るにつれて——私の論旨に賛成するか反対するかはともかく——拙稿を読み直してくださる方々があつたのは、大変ありがたいことである。

それにしても、このたびの安保法制問題に臨んで見られた多方面の度を逸した言動に接した時、かつて昭和から平成の世に移る時にコメントを求められた際に「三種の懷疑」なる小文を寄せ、「人は、何かを思うとき、その個人的な経験や信念から、ある想いを伴わずにいられない」ということがある。すぐれた知性の人でさえ、どうしても平衡感覚を保ちえない何かはあるらしい。天皇の問題はその一つであるように感じられる。」と記したが（拙著『憲法断章』〈信山社、二〇一一年〉所収）、今回も同じような印象を抱いている。

この点において、私は、憲法第九条の解釈に関する考え方に違いはあるものの、かつての同僚、井上達夫教授が以前から実践され、また近業『憲法の涙』（毎日新聞出版）においても示された、理を尽くして論議しようとする研究者としての囚われない姿勢に、共感するものである。

こと憲法問題になると人は妙に熱くなるという風潮は、何もいまに始まったことではないようで、明治憲法下の一

九四〇年（昭五）に出された佐々木惣一『日本憲法要論』は、すでに「憲法の解釈は極めて平静なる態度に於て為さるゝことを要す。平静の態度は即ち学術的態度なり。是れ憲法解釈上の問題起るや先ず其の学術的なるべきことの要求せらるゝ所以なり。今や我国立憲政治の確立に力むべきの時に於て殊に然りとす。」と説いている。立憲主義を高調すればするほど、その態度と作法から汲み取るべきものは多いはずである。

さて、本書の由来は、法律文化社の企画編集担当取締役であった秋山泰氏との出逢いにある。氏とは、下鴨の或るバーで、御厨貴編『オーラル・ヒストリー タテ社会をヨコに生きて』を同社から刊行されたばかりの園部逸夫先生とともに立ち寄られた時にお会いして以来、親しく面識を得ていたが、その歴史的な関心から、明治憲法と現行憲法という「二つの憲法」を対比して論じるという構想を抱いておられたようで、或る日、わざわざ私の研究室を訪ねて下さった。

その後もいろいろ議論していく中で、本書のような論文集の話に行きついたわけであるが、私のほうが諸事に紛れて遅々として進まなかった或る日、坪内稔典氏の跋文を添えて氏が昨年九月に上梓された、瀟洒な句集『流星に刺青』（ふらんす堂刊）の恵与にあずかり、大いに刺戟になったことを、いま鮮やかに想い出している。

残念なことに、秋山氏は、このたび顧問職を辞めて法律文化社を完全に退かれる由であるが、ご退職の直前まで、本書の初校に目を通すなど熱心に担当してくださっている。その後の作業と刊行は、田麿純子社長に引き継がれることになり、本書が世に敷かれる頃はすでに氏の退職後ということになるが、私としては、秋山氏のこれまでのご尽力に深く感謝するとともに、本書の刊行が氏のご退職の記念になればありがたいと思っている。

いつものように、本書に収められた論考を執筆することになった契機や事情をめぐっては、さまざまな想いが去来

するが、そのような機会を与えてくださった関係諸氏、本書への収録を快諾していただいた関係各位に対し、深謝の念を伝えたい。

また、繰り返しことになるが、本書が成るに当たっては、法律文化社の秋山泰氏、そして実に丹念な校正をしていただいた田藤純子社長に、一方ならぬお世話になった。ここに特記して深謝申し上げる。

二〇一六年（平二八）三月二四日

大石 眞